

地方税法等の一部を改正する法律案要綱

最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税負担の軽減及び合理化等を図るため、平成十二年度の固定資産税の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整措置、宅地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置等を講じるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとする。

第一 地方税法に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が三十五万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額（控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円（現行三十一万円）を加算した金額）以下である者については、道府県民税及び市町村民税の所得割を課さないものとする。 （附則第三条の三関係）

2 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期間を平成十八年度まで延長すること。 （附則第六条関係）

3 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の対象となる特定中小会社の特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした一定の者が、当該特定中小会社の株式の上場等の日において所有期間が三年を超える当該特定株式を同日以後一年以内に証券会社への売委託等により譲渡をした場合の当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の二分の一に相当する金額とすること。

この場合において、前記の特例と当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の現行の課税の特例を重複して適用するものとする。 （附則第三十五条の三関係）

二 事業税

1 生命保険業を行う法人が厚生年金基金等と締結する保険の契約に基づく収入保険料に係る課税標準の算定方法の特例措置を廃止すること。 （附則第九条関係）

2 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する振替供給又は接続供給を受けて同法に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合における当該法人の各事業年度の収入金額について、平成十二年四月一日から平成十五年三月

三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、当該特定規模需要に応ずる電気の供給に係る収入金額のうち一定のものを控除した金額によることとする課税標準の算定方法の特例措置を講ずること。（附則第九条関係）

三 不動産取得税

1 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

(一) 日本鉄道建設公団から無償譲渡される無償貸付線の鉄道施設のうち平成三年四月一日において既に鉄道事業の用に供されていたものに係る非課税措置（附則第十条関係）

(二) 特定市街化区域農地を転用して新築した一定の貸家住宅に係る税額の減額措置（附則第十一条の四関係）

(三) 宅地建物取引業者が一定の住宅及びその用に供する土地を居住者である個人から取得し、当該住宅及び当該土地を当該個人以外の個人にその居住の用に供するために譲渡した場合の税額の減額措置（附則第十一条の四関係）

2 次のとおり非課税措置等を改めること。

2

(一) 生物系特定産業技術研究推進機構が業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、対象から一定の不動産を除外すること。（第七十三条の四関係）

(二) 国際協力事業団が業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、対象から基礎的調査業務等の用に供する不動産を除外すること。（第七十三条の四関係）

(三) 海洋科学技術センターが業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、対象から研修業務の用に供する不動産を除外すること。（第七十三条の四関係）

(四) 農業生産法人が組合員又は社員となる資格を有する者から現物出資により取得する土地に係る不動産取得税の非課税措置を廃止し、農業生産法人が組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資により取得する農業の用に供する土地に係る納税義務の免除措置を講ずること。（第七十三条の七、第七十三条の二十七の九関係）

(五) 食品流通構造改善促進法の規定に基づき農林漁業金融公庫資金の貸付けを受けて農業協同組合等が取得する保管、生産又は加工の用に供する共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、対象から卸売市場機能高度化事業を除外すること。（第七十三条の十四関係）

(六) 農林漁業団体が取得する発電所又は変電所の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置について、価格から控除すべき額を価格の五分の二（現行二分の一）としたうえ、その適用期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(七) 日本鉄道建設公団が行う基盤整備事業により旅客会社等が取得する家屋に係る課税標準の特例措置について、対象を東海旅客鉄道株式会社に限定したうえ、その適用期限を平成十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(八) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に規定する特定施設に係る課税標準の特例措置について、対象から衛星通信高度化基盤施設を除外し、価格から控除すべき額を価格の三分の一（現行二分の一）としたうえ、その適用期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第三十八条関係）

3 次のとおり緑資源公団に係る特例措置を講じること。

(一) 緑資源公団が行う緑資源公団法第十八条第一項第七号イの事業の施行に係る土地について一時利用地の指定があつた場合においては、一時利用地に対応する従前の土地の取得者を当該一時利用地

である土地の取得者とみなすこととする。（第七十三条の二関係）

(二) 緑資源公団が直接その本来の事業の用に供する一定の不動産の取得について、非課税とすること。（第七十三条の四関係）

(三) 緑資源公団の事業の施行に伴う換地又は交換分合による一定の土地の取得について、非課税とすること。（第七十三条の六関係）

(四) 緑資源公団が換地計画において定められた一定の換地を取得した場合において、当該換地を取得の日から二年以内に譲渡したときは、緑資源公団による当該換地の取得に係る納税義務を免除すること。（第七十三条の二十七の七関係）

4 一定の不動産特定共同事業契約により事業者が不動産を取得した場合について、当該取得が平成十四年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じること。（附則第十一条関係）

5 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づく認定を受けた公共交通特定事業計画に従つて実施される事業により鉄道事業者等が一定の家屋を取得した場

合について、当該取得が平成十四年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該家屋の価格の六分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講じること。（附則第十一条関係）

6 宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、当該取得が平成十二年一月一日から平成十四年十二月三十一日までの間に行われた場合に限り、価格の二分の一の額とする特例措置を講じ、これに関連する所要の調整措置を講じること。（附則第十一条の五関係）

7 贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている者が農用地利用集積計画に基づき一定の要件の下で特例適用農地等の貸付けを行つた場合において納税猶予を継続する特例措置が適用される場合に不動産取得税の徴収猶予を継続する特例措置を講じること。（附則第十二条関係）

8 次に掲げる非課税措置等の適用期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。

(一) 保安林整備臨時措置法に規定する民有林野と国有林野との交換により新たに取得する土地に係る非課税措置（附則第十条関係）

(二) 民間都市開発の推進に関する特別措置法の規定により日本電信電話株式会社の株式の売却収入を活用して第三セクターが取得する一定の不動産で国又は地方公共団体に無償譲渡されるものに係る

非課税措置（附則第十条関係）

(三) 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(四) 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によつて取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(五) 集落地域整備法に規定する交換分合により取得する土地に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(六) 空港周辺整備機構が取得する公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に規定する業務の用に供する土地に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(七) 国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律に基づき国立病院等の移譲等を受ける者が当該移譲等により取得する不動産に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(八) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の

特例措置（附則第十一条関係）

(九) 幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画に基づき取得する沿道地区計画の区域内にある一定の土地に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(十) 農地保有合理化法人が長期貸付農地保有合理化事業により取得する土地に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(十一) 中小企業構造の高度化を支援する一定の事業を行う者が中小企業総合事業団等の資金の貸付けを受けて取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(十二) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

9 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が代替家屋を取得した場合の課税標準の特例措置の適用期限を平成十七年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

四 固定資産税及び都市計画税

1 平成十二年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成十二年度から平成十四年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講じること。

(一) 宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度課税標準額の当該年度の評価額（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額）に対する割合（以下「負担水準」という。）の区分に応じて定める次の表に掲げる負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度とすること。（附則第十七条、第十八条、第十八条の三、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第二十五條の二、第二十八條関係）

負 担 水 準 の 区 分	負 担 調 整 率
○・四以上のもの	一・〇二五
○・三以上○・四未満のもの	一・〇五
○・二以上○・三未満のもの	一・〇七五
○・一以上○・二未満のもの	一・一
○・一未満のもの	一・一五

(一) にかかわらず、商業地等のうち負担水準が、平成十二年度及び平成十三年度にあつては〇・七五、平成十四年度にあつては〇・七を超えることとなる土地に係る固定資産税の額については、価格に、平成十二年度及び平成十三年度にあつては十分の七・五、平成十四年度にあつては十分の七を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすること。(附則第十八条の二関係)

(二) にかかわらず、住宅用地のうち負担水準が〇・八以上の土地及び商業地等のうち負担水準が、平成十二年度及び平成十三年度にあつては〇・六以上〇・七五以下、平成十四年度にあつては〇・六以上〇・七以下の土地に係る固定資産税の額については、前年度の税額とすること。(附則第十八条関係)

(四) 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度とすること。(附則第十九条、第二十六条関係)

負担水準の区分	負担調整率
〇・九以上のもの	一・〇二五

〇・八以上〇・九未満のもの	一・〇五
〇・七以上〇・八未満のもの	一・〇七五
〇・七未満のもの	一・一

(五) 三大都市圏の特定市の市街化区域農地については、次のとおり税負担の調整措置を講じること。

ア 市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を前年度の税額に乗じて求めた額を限度とすること。(附則第十九条の四、第二十七条の二関係)

負担水準の区分	負担調整率
〇・四以上のもの	一・〇二五
〇・三以上〇・四未満のもの	一・〇五
〇・二以上〇・三未満のもの	一・〇七五
〇・一以上〇・二未満のもの	一・一
〇・一未満のもの	一・一五

イ アにかかわらず、市街化区域農地のうち負担水準が〇・八以上の土地に係る固定資産税の額については、前年度の税額とすること。（附則第十九条の四関係）

(六) (一)、(四)及び(五)アにかかわらず、宅地評価土地のうち次の二つの要件のいずれも満たすものに係る固定資産税の額については、前年度の税額とすること。（附則第二十条関係）

ア 平成九年度からの価格下落率が〇・一二以上であること。

イ 負担水準が〇・五（当該土地が小規模住宅用地である場合にあつては〇・五五、商業地等である場合にあつては〇・四五）以上であること。

2 平成十三年度分又は平成十四年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によつて修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすること。（附則第十七条の二、第二十条関係）

3 次に掲げる土地に係る平成十二年度から平成十四年度までの各年度分の都市計画税については、市町村が条例で定めるところにより、一定の割合でその税額を減額することができる措置を講じること。

（附則第二十七条の三関係）

(一) 住宅用地のうち負担水準が〇・八以上のもの

(二) 商業地等のうち負担水準が平成十二年度及び平成十三年度にあつては〇・六以上〇・七五以下、平成十四年度にあつては〇・六以上〇・七以下のもの

(三) 特定市街化区域農地のうち負担水準が〇・八以上のもの

(四) 宅地評価土地のうち平成九年度からの価格下落率が〇・一二以上であり、かつ、負担水準が〇・五（当該宅地評価土地が小規模住宅用地である場合にあつては〇・五五、商業地等である場合にあつては〇・四五）以上のもの

(五) 商業地等のうち負担水準が平成十二年度及び平成十三年度にあつては〇・七五、平成十四年度にあつては〇・七を超えるもの

4 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

(一) 鉱業に係る労働災害の防止を目的として組織された労働災害防止協会が業務の用に供する固定資

産に係る固定資産税の非課税措置（第三百四十八条関係）

(二) 農住組合が取得した農業者の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(三) 鉱工業技術研究組合法の規定による承認を受けた機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(四) 生物系特定産業技術研究推進機構が業務の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(五) 物品の製造又は鉱物の掘採を業とする者が変電所又は送電施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(六) 療養型病床群を有する病院又は診療所において患者の療養を支援する機器に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）

(七) 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして取得され、又は改良された償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十六条の二関係）

8

(八) 鉄道事業者が阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した立体交差化施設に代わるものとして取得され、又は改良された構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十六条の二関係）

5 次のとおり非課税措置等を改めること。

(一) 農業協同組合等が所有し、かつ、有線放送電話業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の非課税措置について、対象となる者を農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合及び一定の民法第三十四条の法人に限定すること。（第三百四十八条関係）

(二) 海洋科学技術センターが所有し、かつ、海洋科学技術センター法に規定する一定の業務の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から研修業務の用に供する家屋及び償却資産を除外すること。（第三百四十九条の三関係）

(三) 鉄道事業者等が事業の用に供する送電施設の用に供する償却資産について、課税標準を取得後五年度間はその価格の六分の五（現行五分の二）、その後の五年度間はその価格の十分の九（現行四分の三）の額とすること。（第三百四十九条の三関係）

(四) 公害防止設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（課税標準を価格の三分の一とする措置）について、一定の設備について課税標準を価格の三分の二の額としたうえ、その適用期限を平成十三年度まで延長すること。（附則第十五条関係）

(五) 火薬類取締法、ガス事業法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による許可等を受けた者又は石油コンビナート等災害防止法に規定する特定事業者が公共の危害防止のために設置する障壁等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から簡易土堤を除外したうえ、その対象資産の設置期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(六) 廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一定の設備について課税標準を取得後三年度間はその価格の四分の三（現行三分の二）の額としたうえ、その対象資産の取得期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(七) 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災応急対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後五年度間は価格の四分の三（現行三分の二）の

9

額としたうえ、その対象資産の取得期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

五条関係

(八) 電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施される高度通信施設整備事業により新設される一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一定の設備について課税標準を取得後五年度間はその価格の十分の九（現行四分の三）の額としたうえ、その対象資産の新設期限を平成十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(九) 食品流通構造改善促進法に規定する構造改善計画に基づき取得される機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象となる事業から卸売市場機能高度化事業を除外したうえ、その対象資産の取得期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(十) 北海道旅客鉄道会社等が日本国有鉄道から承継した一定の本来の事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象から阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊したこれらの固定資産に代わるものとして取得し、又は改良した固定資産を除外すること。（附則第十五条の三関係）

(±) 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域農地を転用して新築した一定の貸家住宅及び敷地に係る固定資産税の減額措置について、敷地に係る減額割合を次のとおりとしたうえ（現行三年度間三分の二）、その対象資産の新築期限を平成十八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十六条関係）

ア 平成十四年三月三十一日までに新築された場合にあっては三年度間三分の二の額を減額

イ 平成十六年三月三十一日までに新築された場合にあっては三年度間二分の一の額を減額

ウ 平成十八年三月三十一日までに新築された場合にあっては三年度間三分の一の額を減額

(3) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に規定する特定施設等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を取得後五年度間はその価格の三分の二（現行二分の一）の額としたうえ、その対象資産の取得期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第三十八条関係）

6 次のとおり緑資源公団に係る特例措置を講じること。

(一) 緑資源公団が行う緑資源公団法第十八条第一項第七号イの事業の施行に係る土地について一時利

用地の指定があつた場合においては、一時利用地に対応する従前の土地の所有者を当該一時利用地である土地の所有者とみなすことができるものとする。（第三百四十三条関係）

(二) 緑資源公団が直接その本来の事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税を非課税とすること。（第三百四十八条関係）

7 介護老人保健施設の開設許可を受けた者が平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得した一定の介護老人保健施設の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税の課税標準を取得後五年度間はその価格の四分の三の額とすること。（附則第十五条関係）

8 民法第三十四条の法人で一定のものが研究交流促進法の規定により国が使用の対価を時価より低く定めた土地の上に平成十二年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に取得した国の機関との共同研究の用に供する一定の家屋及び償却資産について、固定資産税の課税標準を取得後五年度間はその価格の二分の一、その後五年度間はその価格の四分の三の額とすること。（附則第十五条関係）

9 卸売市場の開設者又は卸売の業務若しくは仲卸しの業務を行う者が食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に認定を受けた構造改善計画に基づ

く事業が実施される地方卸売市場において直接その本来の業務の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税の課税標準を計画認定後五年度間はその価格の二分の一の額とすること。（附則第十五条関係）

10 アクセス管理者が平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得した不正アクセス行為を防御するために必要な一定の電気通信設備について、固定資産税の課税標準を取得後五年度間はその価格の三分の二の額とすること。（附則第十五条関係）

11 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づく認定を受けた公共交通特定事業計画に従って実施される事業により鉄道事業者等が同法の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に取得した一定の家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後五年度間はその価格の三分の二の額とすること。（附則第十五条関係）

12 鉄道事業者等が平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得した高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特殊な構造を有する新造車両について、固定資産税の課税標準を取得後五年度間はその価格の四分の一の額とすること。（附則第十五条関係）

13 鉄道施設の貸付けを行う一定の法人が政府の補助を受けて平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に一定の構築物を取得し、日本貨物鉄道株式会社が事業の用に供する場合における当該構築物について、固定資産税の課税標準を取得後五年度間はその価格の三分の一、その後五年度間はその価格の三分の二の額とすること。（附則第十五条関係）

14 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が国の資金の貸付けを受けて平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得した一定の特定用途港湾施設の用に供する償却資産について、固定資産税の課税標準を二分の一の額とすること。（附則第十五条関係）

15 公害防止設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（課税標準を価格の六分の一とする措置）について、対象にダイオキシン類の処理施設を追加するとともに、対象資産の取得期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

16 公害防止設備の優良更新代替設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象にダイオキシン類の処理施設を追加するとともに、その適用期限を平成十三年度まで延長すること。（附則第

十五条関係

17 次のとおり課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。

(一) 農林漁業団体が発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(二) 外国貿易用コンテナに係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を平成十三年度まで延長すること。(附則第十五条関係)

(三) 輸入の促進又は流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(四) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置(課税標準を価格の三分の二の額とする措置)の適用期限を平成十三年度まで延長すること。(附則第十五条関係)

(五) 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を平成十三年度まで

の間に新たに固定資産税が課されることとなるものとする。(附則第十五条関係)

(六) 救急病院等の開設者が取得した一定の救急医療用機器に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(七) 地方卸売市場の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(八) 外貿埠頭公社が平成十年三月三十一日までに取得した一定の特定用途港湾施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を平成十三年度まで延長すること。(附則第十五条関係)

(九) 外貿埠頭公社が取得する一定の特定用途港湾施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(十) 遺伝子組換え技術等の試験研究を行うために必要な機械その他の設備に係る固定資産税の課税標

準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。()

附則第十五条関係

- (二) 日本貨物鉄道株式会社が取得する新たに製造された一定の車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象車両の取得期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

- (三) 一般電気事業者等が電線を道路の地下に埋設するために新設した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設期限を平成十三年三月三十一日まで延長すること。

(附則第十五条関係)

- (四) 電気通信基盤充実臨時措置法に規定する認定計画に従って実施される信頼性向上施設整備事業により新設される一定の電気通信設備又は施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設期限を平成十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

- (五) 事業主がその雇用する従業者に電気通信設備を用いて労務の提供をさせるために設置した事業所等で従業者の通勤負担の軽減に資するものにおいて労務を提供するために取得する電気通信設備に

係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

- (六) 中小企業構造の高度化を支援する一定の事業を行う者が当該事業により取得する中小企業者の共同利用に供する機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

- (七) 日本鉄道建設公団が行う基盤整備事業により旅客会社等が取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の適用期限を平成十三年度まで延長すること。(附則第十五条の三関係)

- (八) 新築住宅及び新築中高層耐火建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。(附則第十六条関係)

- (九) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する特定優良賃貸住宅である貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。(附則第十六条関係)

18 阪神・淡路大震災に係る特例措置の適用期限を次のとおり延長すること。（附則第十六条の二関係）

（一） 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成七年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもの（以下「被災住宅用地」という。）のうち一定のものを住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の規定を適用する特例措置について、その適用期限を平成十七年度まで延長すること。

（二） 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した区分所有家屋に係る敷地の用に供されていた共用土地であつた土地に対して課する固定資産税については、当該土地の各共有者が当該土地の持分の割合等によつてあん分した額について納付する義務を負うこととする特例措置について、その適用期限を平成十七年度まで延長すること。

（三） 仮換地等に対応する従前の土地が被災住宅用地である場合において、当該仮換地等を被災住宅用地とみなす特例措置について、その適用期限を平成十七年度まで延長すること。

（四） 阪神・淡路大震災により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得され、又は改築され

た家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産の取得又は改築の期限を平成十七年三月三十一日まで延長すること。

五 軽自動車税

日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものその他これに類するもので市町村の条例で定めるものに係る非課税措置を講じること。（第四百四十三条関係）

六 特別土地保有税

1 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法に基づく宅地開発事業による公益的施設の用に供する土地に係る非課税措置を廃止すること。（附則第三十一条の二関係）

2 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に規定する特定施設の敷地の用に供する土地に係る非課税措置について、対象から一定の施設を除外するとともに、その対象となる土地の取得期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第三十八条関係）

3 公害防止用設備の用に供する土地に係る非課税措置について、対象となる土地から特定粉じん処理施設の用に供する土地を除外したうえ、ダイオキシン類の処理施設の用に供する土地を追加すること。

(第五百八十六条関係)

4 土地区画整理事業又は土地改良事業の施行に係る土地で法令の規定によつて施行者等が管理する土地に係る土地に対して課する特別土地保有税の非課税措置について、緑資源公団が行う土地区画整理事業の施行に係る土地で緑資源公団が管理する土地を追加すること。(第五百八十七条の二関係)

5 農業生産法人が組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資により取得する農業の用に供する土地に係る納税義務の免除措置を講じること。(第六百三条関係)

6 一定の不動産特定共同事業契約により事業者が土地を取得した場合について、当該取得が平成十四年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該取得に対して課する特別土地保有税を非課税とすること。(附則第三十一条の二の二関係)

7 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

(一) 幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画に基づき取得する沿道地区計画の区域内にある一定の土地に係る非課税措置について、その対象となる土地の取得期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。(附則第三十一条の二関係)

15

(二) 空港周辺整備機構が取得する土地で航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地に係る軽減措置について、土地に対して課する特別土地保有税については、その適用期限を平成十五年度まで延長し、土地の取得に対して課する特別土地保有税については、その対象となる土地の取得期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。(附則第三十一条の三関係)

(三) 沿道整備推進機構が取得する土地で道路交通騒音による障害の防止等に有効に利用できる土地に係る軽減措置について、土地に対して課する特別土地保有税については、その適用期限を平成十五年度まで延長し、土地の取得に対して課する特別土地保有税については、その対象となる土地の取得期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。(附則第三十一条の三関係)

(四) 中心市街地整備推進機構が取得する土地で中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地に係る軽減措置について、土地に対して課する特別土地保有税については、その適用期限を平成十五年度まで延長し、土地の取得に対して課する特別土地保有税については、その対象となる土地の取得期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。(附則第三十一条の三関係)

七 自動車取得税

- 1 平成十一年自動車排出ガス規制に適合する一定の自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止すること。（附則第三十二条関係）
- 2 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する一定の一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を平成十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第三十二条関係）
- 3 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の一定のものを動力源として用いるもので、かつ、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより自動車排出ガスの抑制に資する一定のものの取得に係る税率の特例措置の適用期限を平成十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第三十二条関係）
- 4 平成十三年自動車排出ガス規制に適合する一定の自動車の取得に係る税率は、現行税率から平成十二年四月一日から平成十三年九月三十日までの間に取得されるものにあつては百分の一を、平成十三年十月一日から平成十四年二月二十八日までの間に取得されるものにあつては百分の〇・一を、それ

ぞれ控除した率とすること。（附則第三十二条関係）

八 事業所税

- 1 中小企業者以外の者が環境事業団から譲渡を受けた集団設置建物の新築とみなされる取得に対する新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置を廃止すること。（第七百一条の四十一関係）
- 2 次のとおり非課税措置等を改めること。

(一) 大阪湾臨海地域開発整備法に規定する開発地区において整備される中核的施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置について、対象を平成十二年三月三十一日までに承認を受けた整備計画に係るものに限定したうえ、変更同意の期限を二年延長すること。

（附則第三十二条の四、第三十二条の七関係）

(二) 日本鉄道建設公団が行う基盤整備事業に伴い旅客会社等が取得した家屋に対する新增設に係る事業所税の課税標準の特例措置について、対象を東海旅客鉄道株式会社に係るものに限定したうえ、その適用期限を三年延長すること。（附則第三十二条の九関係）

(三) 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法に規定する特定施設に

対する新增設に係る事業所税の非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置について、その対象から一定の施設を除外したうえ、多極分散型国土形成促進法に基づき整備される特定施設以外の特定施設について資産割の課税標準となるべき事業所床面積から三分の一（現行二分の一）に相当する面積を控除することとし、その適用期限を二年延長すること。（附則第三十八条関係）

3 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に規定する公共交通特定事業により整備される施設で一定の法人が建築主であるものに対する新增設に係る事業所税の非課税措置を講じること。（第七百一条の三十四関係）

4 専ら公衆の利用を目的として携帯電話用装置等を用いて第一種電気通信事業を営む者で一定のものが当該第一種電気通信事業の用に供する一定の施設に対する資産割又は従業者割の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額からそれぞれ二分の一に相当する面積又は金額を控除する特例措置を二年間に限り講じること。（附則第三十二条の八関係）

5 総合保養地域整備法に規定する特定民間施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置の適用期間を基本構想の承認の日から十四年（現行十二年）とすること。（

附則第三十二条の四、第三十二条の七関係）

6 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に規定する教養文化施設等に対する新增設に係る事業所税の非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置について、その適用期間を基本計画の承認の日から九年（現行七年）とするとともに、変更同意の期限を二年延長すること。

（附則第三十二条の四、第三十二条の七関係）

7 次に掲げる非課税措置等について、その適用期限を二年延長すること。

（一）中小企業者が環境事業団から譲渡を受けた集団設置建物に対する資産割の非課税措置（附則第三十二条の三関係）

（二）産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に規定する特定周辺整備地区において整備される特定施設に対する資産割及び新增設に係る事業所税の非課税措置（附則第三十二条の三、第三十二条の四関係）

（三）中小小売商業振興法に規定する商店街整備等支援計画に基づき設置される公衆の利便を図るための施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置（附則第三十二条の四関係）

(四) 沖縄振興開発特別措置法に規定する自由貿易地域又は特別自由貿易地域において整備される貿易の振興に資する一群の施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置及び資産割の課税標準の特例措置（附則第三十二条の四、第三十二条の七関係）

(五) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に規定する認定建築物に設置される特定施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置（附則第三十二条の四関係）

8 中小企業流通業務効率化促進法に規定する流通業務効率化事業の用に供する施設に対する新增設に係る事業所税の非課税措置について、適用対象者となる組合の認定期限を二年延長すること。（附則第三十二条の四関係）

九 国民健康保険税

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を五十三万円、介護納付金課税額に係る課税限度額を七万円とすること。（第七百三条の四関係）

十 口座振替に係る納期限の特例

申告納付又は申告納入に係る地方税が、口座振替の方法により一定の日までに納付され又は納入された場合には、その納付又は納入が納期限後である場合においても、納期限においてされたものとみなして、延滞金に関する規定を適用するものとする。（第二十條の五の四関係）

第二 国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

平成十三年度から平成十五年度までの各年度分の市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講じること。（附則第十五項関係）

第三 中央省庁等改革関係法施行法に関する事項

1 中央省庁等の改革に伴う国家公務員共済組合の再編により、内閣共済組合等が旧総理府共済組合等から承継する不動産又は自動車に係る不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税の非課税措置を講じること。（第千三百二十五条関係）

2 中央省庁等の改革に伴う国家公務員共済組合の再編により、内閣共済組合等が旧総理府共済組合等から承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、旧総理府共済組合等が当該土地を取得した後十年

を経過したものに對して課する特別土地保有税の非課税措置を講じること。(第千三百二十五条関係

第四 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の三の2の(四)及び六の5の改正は農地法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の三の2の(五)並びに四の5の(六)及び9の改正は食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行の日から、第一の三の5、四の11及び八の3の改正は高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の施行の日から、その他の改正は平成十二年四月一日から施行するものと。